



長野労働局発表 (30-11)  
平成 30 年 5 月 21 日

担 当	長野労働局
	雇用環境・均等室
	雇用環境改善・均等推進監理官 池上 仁
	室長補佐 小林 みや子
	電話 : 026-223-0551
	Fax : 026-227-0126

## 長野労働局と県下6信用金庫が「働き方改革 に係る包括連携に関する協定」を締結します

長野労働局（局長 石田茂雄）と長野県信用金庫協会加盟信用金庫（長野、松本、上田、諏訪、飯田、アルプス中央）は、平成30年5月25日付けで「働き方改革に係る包括連携に関する協定」を締結します。

### 1 協定締結式（別添1参照）

日時 : 平成30年5月25日（金）午後3時30分

場所 : 上田東急REIホテル 3階「すずらんの間」

上田市天神4-24-1

出席者 :	長野県信用金庫協会会長	原 徹爾
	長野信用金庫理事長	市川 公一
	松本信用金庫理事長	田中 鈴生
	上田信用金庫理事長	小池 文彦
	諏訪信用金庫理事長	今井 誠
	飯田信用金庫理事長	森山 和幸
	アルプス中央信用金庫理事長	大澤 一郎
	長野労働局長	石田 茂雄

### 2 締結の目的

県下6信用金庫との連携強化により、長野県内の働き方改革を推進し、労働力の確保と生産性向上による地域振興等を目的とします。

### 3 期待される効果

- (1) お互いの知見を交換して双方の業務運営に役立てることができる。
- (2) 両者の連携により、助成金制度その他の国の施策・方針を理解した県下6信用金庫の職員がその見識を活用して適宜適切なアドバイスを事業主に行うことができる。
- (3) 県下6信用金庫の各支店等を通じて、長野労働局からの広報・啓発等を進めることができる。

#### 4 連携事項

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進に関する事。
- (2) 労働環境の改善に関する事。
- (3) 良質な労働環境の確保等に関する事。
- (4) 労働生産性の向上に関する事。
- (5) 雇用の促進及び安定に関する事。
- (6) 人材育成に関する事。
- (7) 非正規労働者の待遇改善、多様な働き方に関する事。
- (8) 長野労働局の施策のPR、その他本協定の目的に沿う事。

#### 5 協定の内容（別添2参照）

別紙「長野県信用金庫協会加盟信用金庫と長野労働局との働き方改革に係る包括連携に関する協定書」（案）のとおり

別添1

「長野県信用金庫協会加盟信用金庫と長野労働局との働き方改革に係る  
包括連携に関する協定」締結式次第

平成30年5月25日（金）

午後3時30分～

上田東急REIホテル 3階「すずらんの間」

1. 開 式

2. 出席者紹介

長野県信用金庫協会 北澤事務局長

3 協定趣旨説明

長野労働局 雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 池上 仁

4. 協定書署名

長野労働局 局 長 石田 茂雄

県下6信用金庫 理事長

5. 写真撮影

6. 署名者挨拶

長野県信用金庫協会 会 長 原 徹 爾

長野労働局 局 長 石田 茂雄

7. 質疑応答

8. 閉 会

長野県信用金庫協会加盟信用金庫と長野労働局との  
働き方改革に係る包括連携に関する協定書（案）

長野県信用金庫協会加盟信用金庫（長野、松本、上田、諏訪、飯田、アルプス中央（以下「甲」という。））と長野労働局（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることにより、長野県内の働き方改革及び地域振興等を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、長野県内の働き方改革を推進し、労働力の確保と生産性向上による地域振興等を目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上連携し協力する。

- （1）ワーク・ライフ・バランスの推進に関する事。
- （2）労働環境の改善に関する事。
- （3）良質な労働環境の確保等に関する事。
- （4）労働生産性の向上に関する事。
- （5）雇用の促進及び安定に関する事。
- （6）人材育成に関する事。
- （7）非正規労働者の待遇改善、多様な働き方に関する事。
- （8）乙の施策のPR、その他本協定の目的に沿うこと。

2. 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出た場合は、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の解約）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

のとする。

（疑義への対応）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲と乙が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年5月25日

甲：長野県信用金庫協会加盟信用金庫

長野市大字鶴賀133番地1

長野信用金庫 理事長 市川 公一（自署）

松本市丸の内1番1号

松本信用金庫 理事長 田中 鈴生（自署）

上田市材木町1丁目17番12号

上田信用金庫 理事長 小池 文彦（自署）

岡谷市郷田2丁目1番8号

諏訪信用金庫 理事長 今井 誠（自署）

飯田市本町1丁目2番地

飯田信用金庫 理事長 森山 和幸（自署）

伊那市荒井3438番地1

アルプス中央信用金庫 理事長 大澤 一郎（自署）

乙：長野市中御所1丁目22番地1号

長野労働局 局長 石田 茂雄（自署）